

会 議 要 旨

(1 / 13)

会議の名称		第192回川越市都市計画審議会
開催日時		令和6年8月1日（木） 午後2時00分開会・午後4時20分閉会
開催場所		第1・5委員会室（本庁舎7階）
議長氏名		会長 尾崎 晴男
出席者（委員）氏名 （人数）		竹澤 穰治、町田 明美、青木 敏子、関口 和裕、 尾崎 晴男、小瀬 博之、小林 範子、小高 浩行、 嶋田 弘二、倉嶋 真史、栗原 瑞治、川口 知子、 高橋 剛、飯島 希、渋谷 武、秋山 修志、 永瀆 典子、栗山 茂樹、阪口 文雄（19名）
欠席者（委員）氏名 （人数）		新井 昌行（1名）
事務局職員		都市計画部長、都市計画部都市基盤整備担当参事、都市計画副部長
説明のための出席者		都市計画課職員2名
会議次第	1	開会
	2	議題 議案第1号 会長の選出について 第187回議案第1号 川越市都市計画マスタープランの改定について 第188回議案第3号 川越市立地適正化計画の改定について
	3	その他
	4	閉会
配布資料		・会議次第 ・委員名簿 ・川越市都市計画マスタープラン（改定原案） ・川越市立地適正化計画改定版（原案） ・川越市都市計画審議会条例 ・【都1】川越市都市計画マスタープラン（改定原案）に対する意見公募手続きの結果について ・【立1】川越市立地適正化計画見直し説明会 質疑応答シート ・【立2】川越市立地適正化計画原案 素案以降の更新箇所一覧 ・【立3】今後のスケジュール ・【課題・目標・指標の体系図】の差し替え

議 事 の 経 過

1 開会

2 議題

(1) 議案第1号

会長の選出について

議案説明

審議結果： 会長 尾崎 晴男 委員

会長代理 関口 和裕 委員

(2) 第187回議案第1号

川越市都市計画マスタープランの改定について

質疑

(委員) P. 31「地方分権の進展と市民参加・協働の推進」の箇所で「市民の関心が高まるなど、さまざまな場面で市民参加と協働が推進されています」とある。環境の側面も例えば、森林の保全、市民農園やクリーン活動は都市計画と関係ない箇所もあるが、環境の分野でも結構進んでいる。福祉と防災のことが書いてあるが、環境分野もまちづくりのひとつに該当するだろう。後述の活動の中ではそのことが触れられているので、ここでもそういうことが必要だろう。

前回の川越市都市計画マスタープランと比較し、名細地区 P. 173 の図において、前のマスタープランでは都市施設に東洋大学等の大学や高校もあったが、全くなくなっている。ぱっと見た人は何なのか、知っている人や地区の人はわかっているから良いが、大学や高校もないのは少しわかりにくい。学校は小・中学校や高校はあるが、他の私立等の大学は私立なので消したのか気になった。なぜそのように感じたかといえ、例えば南古谷地区で P. 109「まちづくりの目標」に「音楽大学や高校等が」とあり、以前はここに特定の大学と高校の名前が書いてあった。この音楽と何が結びつくかは大学を見ればわかるが、地図上にそれがどこにあるのかよくわからない。

また、最も気になったのは大東地区のまちづくりのキャッチフレーズ、「文武両道と田園と花の香」と書いてあるが、この文武両道は何なのかどこにも書いてない。学校のこともここにもないので、一体何がこれを指すかわからない。高校や大学等の記載もないので、一体文武両道とは何が言いたいのか、このマスタープランでは読み取れない。そうすると、せめて場所があった方が良くないのではないか。現行のマスタープランもだが、この大

議 事 の 経 過

東地区では、教育文化施設で尚美学園大学のところに都市施設としてついているので読み取れるが、文武両道は小・中学校だけなのかわからない。特に学校の位置づけをどうするのか、市の考えを確認したい。特に学校等は避難所として指定されているので、全く都市計画マスタープランにそれがプロットされないというのは理解しがたい。

(担当課) 図面上の学校等の記載について、現行マスタープランにおける記載内容を精査し、改定案でどこまで記載するべきかという議論があった。検討した結果、庁内の関連計画、社会資本マネジメント課所管の個別施設計画において記載されている施設を参考に記載している。

大東地区のキャッチフレーズについて、昨年10月に市民と意見交換会を開催した際に、大東地区においてはスポーツが盛んであることから文武両道との意見を受けて修正した。

(委員) 地元の人は良いかもしれないが、本文中に大学や高校は1個しか記述がないので、プロットしておいた方が外から見るとわかりやすいのではないか。全く知らない人が見たときに一体それはどこなのかとなる。音楽大学等という文言も見え、以前は東京国際大学の記載がなかった。しかし今度は東京国際大学と名前が出ているが、図面に大学の記載はない。何かその扱いが地区ごとにバラバラな感じが否めない。

(担当課) 今回の改定原案では、私立の施設は省いた。避難所については立地適正化計画に記載している。記載内容を精査し、統一性を図りたい。

(委員) 環境活動に関する記載についてはどうか。P. 60 「水と緑のまちをそだてます」の部分に「市民参加による緑の保全」との記載があるので、より記載しても良いのではないか。

(担当課) 検討して前向きに加えられる部分は加筆したい。

(委員) 図面について、P. 24・P. 28 「これまでの主な成果」という前計画に即した図面が載っており、「主要道路の整備」では一部未整備の道路も含めて、全て黒字で記載されている。一方で、P. 34・P. 43 の新たに作られた図面の中では主要幹線道路として黒字が整備済み、未整備または整備中のものについては朱字と表記が分かれている。現行マスタープラン計画の図面も未完成なものについて朱字で表示する等、わかるような形で統一を図れば市民も分かりやすいので、検討してほしい。

議 事 の 経 過

(担当課) 記載方法について検討し、できる限り統一したい。

(委員) P. 54 「都市計画道路等の見直し」との記載があるが、これはどういうことか。

(担当課) 都市計画道路の見直しについて、実際あまり整備が進んでいない部分があり、現時点で見直しを図っている箇所もある。道路整備には長いスパンを要するが、財政事情を踏まえ、定期的に見直しをしながら優先整備路線の整備を図っていきたいという趣旨で記載している。

(委員) 優先整備路線という主に市街地の幹線道路についての記載がある。例えば、P. 52 「道路体系の整備方針図」をみると、圏央道の坂戸インターチェンジから本市を結ぶ都市計画道路の坂戸東川越線について、既存の県道から約 500m の坂戸市との市境までの区間はさしたる障害物もない。整備する気になれば、さほど費用もかからないで短期間にできる気がする。また、国道 254 号と川島インターチェンジは圏央道と川越市の接続線であり、それと並行するように坂戸インターチェンジと本市を結ぶ坂戸東川越線は大変重要な路線となり得る。市街地の道路整備は確かに優先的に行うのは結構だが、建物の移転等用地買収はかなり長期間の計画になるので、即効性が期待できる部分もぜひ優先整備区間として設定し、整備を期待する。

(担当課) 優先整備路線を含め、広域幹線道路網の見直しを今後 3 年～4 年でやっていく。費用対効果、現地の状況等や近隣他市町村の整備の関係等々を勘案しながら、優先整備路線の見直しを進めていく。

(委員) P. 81 「② 歴史的特性を生かした市街地環境の整備」の 4 行目、「周辺部については、地区計画等を活用して、歴史的環境と調和した落ち着いたある商業地・住宅地の形成を図ります」の部分や、「③ 地域特性に応じた良好な住環境の形成」の 3 行目以降、「マンションなどの中高層住宅の建設にあたっては、必要に応じて地域住民との協働により、建て方についてのルール等を作成し、それに合った開発誘導を進め良好な住宅地の形成を図ります」とある。こういった地域の景観づくりのような部分と、道路との間におけるストリートの魅力や特色づくりはどこの部署が考えるのか。これから重要な道路を作っていくときに、色彩等は景観条例で規定できるだろうが、道路に面する建物の向きや高さ等を規定すると

議 事 の 経 過

ころはない。都市計画の中で市はどのように実施するのか。例えば、蔵造りの町並みは建物の高さも揃っていて、建物と道路の間の部分で何かできると良い。

(担当課) 地区計画は市民の方と協働して、こういうまちにしたいという場合に活用している。高さや景観の部分も関わってくる。色等も含めた建物の地区計画で考えているが、道路と建物等の間について規定するのは難しい。しかし、地区計画をもとに街を作っていれば、必然的にこういう道路にしたいというのが発生するのではないか。

(委員) 本庁地区の場合、今までの歴史的な紳士協定というか規範を作りながら進めてきたと聞いている。この都市計画マスタープランでは地区計画等を活用するとの認識で正しいか。

(担当課) そのとおり。

(委員) P. 25 「主な成果」に関連して、先日上寺山で落雷により納屋が燃え、また2～3年ぐらい前に宮元町でも住宅が落雷で直接被害を受けた。そういったことを何か取り入れてみたらどうかと思うが、川越市は現在落雷に対する何らかの対策はあるか。

(担当課) 把握はしていないが、防火・準防火指定によって建物を燃えにくくすることにより、火災に強いまちの構造にしていくことが考えられる。落雷について、おそらく対策は何もされていないのではないか。

(委員) 雷が電線を伝って建物に流れ込み、建物内の電気製品が破損するという誘導雷の対策を自治体も何かすべきではないかと目にしたことがある。今後の検討材料として扱ってほしい。

(担当課) 承知した。

(委員) P. 63 「(5) 安全・安心のまちづくりの方針」の3段目、「犯罪者に犯行の機会を与えにくいまちづくりの推進」と記載されている。この「犯罪者に」との文言は必要ない。

P. 64 以降、「災害に強い市街地の形成」の中で、災害にも様々あるが、P. 64 では地震、火災と土砂災害、P. 65 では水害の記載がある。そこで、P. 66 に最近の暑さによる熱中症も災害と述べて良いのではないか。児童

議 事 の 経 過

が登下校する際の時間帯も熱中症の危険性がとても高いので、災害という視点で熱中症対策としての夏の日影づくり、緑のネットワークづくりを記載したら良い。

さらに、単なる表記の問題だが「まちづくり」は平仮名で統一しているが、「町並み」は、「街並み」との記載もあったと記憶しているので、表現表記は統一してほしい。

(担当課)「犯罪者に」の文言は削除も含めて検討する。

緑のネットワークづくりの意見に関して、都市計画マスタープランの性質上、都市基盤の整備に関連づけて記載することは難しい。関連計画の「緑の基本計画」や「環境基本計画」に記載を委任することが適当である。

「まち」の漢字の表現方法に関して、統一を図るべく精査する。

(委員) P. 59 「(3) 緑と水のまちづくりの方針」に、緑のネットワークで木々を植えることも景観に関わるので、記載してほしい。「緑の基本計画」という他の計画ではなく、都市計画マスタープランに記載した方が環境対策に川越市としてより一層取り組むと受け取れる。再度検討してほしい。

(担当課) 検討する。

(委員)「第3次川越市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」が7月に改定され、その第8章に「地球温暖化への適応策、地域気候変動適応的計画」とあるので、記載する際の参考にしてほしい。

(担当課) 参考にする。

(委員) P. 140 「5. まちづくり方針図」において、大東地区のまちづくりの方針だが、青の破線の丸は「周辺環境や地域特性に応じた新たな拠点整備(産業系)」であり、新たな産業集積の拠点の箇所である。しかし、実際はもう造成も終わり、増形産業団地として地区計画が策定され条例も出ており、指定もされている。ここは工業団地として整備され、大手食料品メーカーが進出すると埼玉県が既に発表している。したがって、方針ではなく決定事項として現在進めているので、表記を変えた方が良い。なぜこのようになっているのか。

(担当課) 現状全てがまだ終わっていないと判断をし、このような表記に

議 事 の 経 過

している。

(委員) 既に造成も始まり、多目的広場とBMX等ができる、雨が降っていないときに活用できる貯水池といった表記もない。先程もあったが、文武両道とは何をもって文武両道か。学校の範囲をどこまでするか指摘もあったが、大東地区はソフトボール、サッカー、バレーボールやグラウンドゴルフ等々、とても盛んである。そのため、増形産業団地の横に作られた広場も明記すると、地域の特性がより方針図の中に示される。実際に少年団のサッカー、野球や様々なスポーツの大会がここで行われているので、産業団地の方も破線だと住民や市民との認識の差に結構乖離がある。もちろん公園の表記もない。おおよそ3年後をめどに整備をしていくと聞いているが、そうすると5年程度の中期的な方針にもなっていない。

(担当課) 公園等について、全ての公園を都市計画マスタープランに加える訳にはいけないので、記載は難しい。

文武両道について、説明会で住民から様々な意見をもらって、大東地区の住民たちが文武両道という言葉を入れてほしいとの話があったので、今回入れている。

増形地区について、今後拡張も見込まれ、やはり5年スパンの中期的よりは長期的なものになってしまう。

(委員) 全体構想と地域別構想等があるなかで、特に全体構想の中に公園についての記述は少ない。公園は、市民にとって居住する家と、こどもたちであれば学校、あるいは大人が職場で過ごす時間以外にくつろげる場所、第3の場所「サードプレイス」ともいう。市の公園に対する考え方があまり全体構想の中に見えず、記述が少ない。地域別構想の中に公園計画や公園の位置等はあるが、市としての公園についての考え方が少し明確でない。

P. 65 「流域治水の推進」という記述がある。この流域治水について、やはり川越市を考えると農地(水田)の果たす役割というのが大きい。そのことについての記載が特にないが、その辺の位置づけも含めて、明確にした方が良い。

(担当課) 全体構想の流域治水の記載の部分について、農地の役割を特に記載していないが、地域別構想の各地区の例として、P. 105 「(5) 安全・安心のまちづくりの方針」の「① 総合的な治水対策の推進」に「保水・遊水機能としての農地や樹林地等の保全」と記載をしている。

議 事 の 経 過

公園について、全体構想の中で特に大規模な公園を作っていくという土地利用については方針を記載しているが、小さい公園についての記載はない。

(委員) 流域治水についての説明があったが、古谷地区の記載だろう。古谷地区は水田地帯なので、それにあたるというのは良くわかる。ただ川越市としてどのように捉えるか、特に流域治水で言うと、荒川第2・第3調整池、調節水系の話がある。これは堤外の河川の側の治水・流水下のコントロールについてだが、流域治水で特にこの地域で大事な点は内水を水田等が蓄えることだろう。そのため、川越市として古谷地区だけに限らず、南古谷・芳野・山田地区と西部地域の水田地帯の果たしている役割を明確にしてほしい。古谷地区に記載しているのは大變的を得ているが、古谷地区にとどまることではない。市としての考え方を示してほしい。

公園についても同じことがいえる。特にこれから市民が過ごす場所として、家庭、職場や学校でもない第3の場所としての公園はやはり重要である。川越市にまだまだ公園は不足しており、大きな公園の見直しをかけなければいけない事情は理解する。やはり川越市としての公園の位置づけをより打ち出していくべきではないか。そこに災害対応、防災の拠点としての公園という位置づけももちろん入ってくるだろう。特に街中は災害が起きたとき、公園が少ないと避難する場所として、あるいは一時避難するような場所として足りないのではないかとこの声は当然ある。公園の記載が少ないので、改善してほしい。

(担当課) P. 65 「流域治水の推進」について、上部にある目標で基本的な考え方、当然治水というと河川が主流だが、イメージ図に「水田貯留」と書いている。やはり農地が担う治水機能も非常に重要で、「あらゆる関係者が協働して」の部分で少し広くとらえている。少しこの記載を具体化できないかということについて、関係部局と相談して、検討していく。

2点目の公園について、防災機能も然りだが、市民の憩いの場や本当に多角的な機能を有している。だからこそ、公園としてその一つ項目を設けることは非常に難しいため、地区の地区別方針の中で公園の要素を入れている。一方で、統一的に公園としてこうだ、ということを示すことも難しい。ただ、もう少し公園としてどう充実した記載ができるかについて、引き続き検討していく。

(委員) 各地区の地図で県道にほとんど仮称とついているが、例えば南古谷だと川越新座線、今福木野目線、川越所沢線まですべて仮称となってい

議 事 の 経 過

る。これは仮称がなければいけないのか、何か意味があるのか。

(担当課) 都市計画道路の構想路線としての表記である。都市計画道路として決定もしていないため、「仮称〇〇線」という構想路線の位置づけの記載になっている。位置づけを記載する必要があるためにこの表記としている。

(委員) P.64 「② 個別敷地ごとの防災性の向上」に「建物の不燃化の促進と併せ、行き止まり道路の解消やオープンスペースの確保」とある。位置指定道路等の許可をとる場合、基本的にある一定規模以下だと行き止まりでも許可を得て、川越市に採納している。この文面を読むと解消とあるので、将来的にそういったことも何らかの形で変わっていくのか。

(担当課) 山田地区や宮元町のあたりは通り抜け道路にできているが、行き止まり道路の解消やオープンスペースの確保ができていない地区もある。これを進めていきたいと考えているため、現行の川越市都市計画マスタープランを作ったときから記載しており、今回も同様に記載している。

(議長) 本日出された意見をできる限り改定原案に反映してほしい。
事務局から何か意見はあるか。

(事務局) 承知した。今後、作業を進めるにあたり、レイアウト、デザイン編集や誤脱字等の修正も考えられる。その際、確認についてはどうしたら良いか。

(議長) 本来であれば審議会を開催し、委員の皆様方に確認いただく必要がある。しかし、修正事項が生じた際に迅速に審議会を開催することは難しい。今後の軽微な修正事項が生じた際、会長に一任していただくことで良いか。

(各委員) 異議なし。

審議結果：本日出された意見をできる限り改定原案に反映後、
会長が委員を代表し確認した上で、市長に答申することとする。
軽微な修正事項等があった場合も同様の対応とする。

議 事 の 経 過

(3) 第188回議案第3号

川越市立地適正化計画の改定について

質疑

(委員) P. 181 「防災まちづくりの進捗管理指標」の空家等件数について、令和3年実績値と令和8年目標値の件数自体は変わっていない。引用元の計画の数値が変わっていないため、この数値が表されているのか。

(担当課) 空家の対策計画がこの数字を採用しているので、そのまま立地適正化計画でも使用している。

(委員) 他の数字に関しても、それぞれの計画から引用しているが、元の計画の数値が変わるごとにこの目標値は随時変わっていくのか。

(担当課) 関連計画の数値が変わったら、最新の数値をこの計画でも使っていく。

(委員) 立地適正化計画の5年ごとの改定に関わらず、この目標値の括弧内の数値自体は変わっていくのか。

(担当課) そのとおり。

(委員) この目標値について、今後様々な計画の効果や評価は、この数値が変わることで影響を与え合うのか。

(担当課) 数値の変更によって効果の現れ方も変わってくる。どの指標がこれだけ有効というわけではないが、様々な指標が着実に実行され、各指標が目標を達成していくことによって、効果も表れてくる。

(委員) 立地適正化計画だけでなく引用元の計画も含めて、この数値を見ていく必要がある。

(委員) P. 25 市街化区域と市街化調整区域の人口密度の推移について、「市街化調整区域は増加傾向」とある。実際グラフを見ると、平成27年以降市街化調整区域は減少に転じ、逆に市街化区域は増加に転じていると読み取れるが、その表記について間違いはないか。現計画から記載が削

議 事 の 経 過

除となった都市計画法第34条第11号（以下「3411」）区域の設定が川越市の人口増加に果たした役割は非常に大きかったのではないかと。

「3411区域が廃止されたことにより、市街化調整区域の人口密度は減少に転じ、市街化区域は逆に高層建築物などの推進によって人口密度の増加傾向が見られる」等の表記に変更した方がよい。

（担当課）記述についての見直しは必要と考えている。特に「市街化調整区域は増加傾向」や、「市街化区域の人口密度は近年、増加傾向から横ばいに」との箇所はグラフからそのように読み取るのは難しい。ただ、この「市街化調整区域は増加傾向」について、平成7年からみると増加しているが、この記述だと読み取れない部分もあるために見直す。また、3411の箇所も考え方を改めて整理する必要がある。

（委員）P.32 「財政の状況」について、現況の分析では「少子高齢化、人口減少により、今後の市税収入の大幅な増加は難しくなる」とあるが、P.33 【課題】の中では歳出の点しか指摘がない。川越市都市計画マスタープラン改定についての議論の中でも、産業誘致や新たな土地利用の見直し等によって税収増に対する議論があったと認識している。課題として、市税収入の維持増加に向けて記載した方がよいのではないかと。

（担当課）歳出の視点しかなかった。税収維持増加、税収の確保策等も川越市としては重要なので、記載について検討する。

（委員）P.37 「2-7 公共交通」について、先ほどのマスタープランの意見公募手続のP.4 「公共交通について」の「No.1 公共交通については、20年後にどれだけ維持できるのか、この20年でもだいぶ減少している。買い物や通院のためのアクセスは、立地適正化計画の肝となる」と市民の意見があった。私もこれと全く同じ意見である。現在の公共交通を取り巻く運転手不足等の変な状況を考えると、公共交通だけで交通空白地帯を何とかしていくことは非常に難しい。自動運転車両の導入支援、医療や買い物に対する市民の要望は多い。訪問医療、医療機関による送迎、移動販売車両、日常生活品の宅配等、公共交通を補完する政策を推進することについても記載すべきではないか。この公共交通の充実という箇所からすると逃げ口上みたいになるが、次の「2-8 交通手段」にも関係している。先ほど議論のあった川越市都市計画マスタープランの中でも、都市計画という性格上どうしても交通機関の充実としかいえないが、現実問題として代替策も検討すべき等、何らかの記載があって

議 事 の 経 過

も良いのではないか。

(担当課) 立地適正化計画はコンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの充実によって実現をしていくものである。公共交通の維持充実は何よりも重要ではあるが、人口減少、少子高齢化という中で永続的に維持できるのか、川越市として大きな課題である。現在、総合交通戦略が川越市にあり、令和8年度から新しい計画に向けて検討していく。そのなかで公共交通プラス、地域全体での交通の維持を検討していくと聞いている。重要な課題であり検討する。

(委員) P. 22 前の図と変わっていないはずだが、出典も1回確認した方が良い。どこから引用したのかわからないが、明治24年の図ではない。

P. 27 図だけ少し横が潰れているので、正確を期すために直してほしい。

(担当課) 確認する。

(委員) P. 39 都市計画道路の図を差し替えるとあったが、P. 56 以降も差し替えるのか。P. 56 以降は大変見やすく、どこの道路が整備しようとしているのか、整備が終わったのかわかりやすい。しかし、施設は更新しないといけない。公共施設はまだ良いとしても、スーパーや民間の店舗も変えなくてはならない。ただ、非常に見やすいエリア取りであり、こちらも変わると良い。

先ほどの川越市都市計画マスタープランで神明町のバス停の付近を重点的に整備すると本庁地区の箇所に記載があった。P. 57 神明町バス停は何か関係してくるのか。

P. 118 以降の新規作成した図は非常に良いが、地区の境界、都市機能誘導区域や居住誘導区域はどこまでがその区域でどういう分布になっているのか見えづらく、もったいない。

(担当課) P. 56 以降の図は立地適正化計画を当初策定するときに、川越市内にどのような施設が分布しているのかを調べるときに作成した。今になって変えるのは難しい。ただこれを見たときに何故変えないのか、指摘も出るだろう。この計画を作るときに分析をした資料ということで、何かわかりやすく示すことができないか、検討する。

P. 57 神明町バス停について、今回の立地的立地適正化計画とは関係はない。

議 事 の 経 過

P. 118 以降の図面の境界線、色合い等については検討する。

(委員) P. 34 表について、旧耐震基準と新耐震基準の公共建築物の割合が書いてある。この表の見方は、現在川越市にある公共建築物の新耐震化率を表しているのか。

(担当課) 全ての行政施設をカウントしているものではなく、上下水道局が所管する施設や建設年数がわからない施設もあるので、そういったものは除いている。

(委員) 市全体の公共施設の新耐震基準の割合を表しているのではなく、今ある資料の中でということか。

(担当課) 行政施設、学校教育施設、福祉施設、様々な文化スポーツ観光施設や公営住宅等々、様々なものが入っているが、ここにどうしてもカウントできないものもある。全てではないが、約 6 割が新耐震基準と理解してほしい。

(委員) P. 181 住宅の耐震化率が 94.5%との記載がある。住宅の耐震化率は新耐震に合致している建物が川越市で 94.5%であるのか。

(担当課) 新耐震基準と応急耐震基準の耐震化を済ませているものを合計した割合が 94.5%である。

(委員) P. 118 標高図について、標高の色分けが微妙に漏れている点についての理由と 0 から 5 m の表示は可能かどうか。

(担当課) 確認させてほしい。出典にも書いてあるが、公開データを用いてこの図面を作成している。5 m の表示が可能かどうか、確認する。

審議結果：継続審議

3 その他
なし

4 閉会